

# 第 II 編

## 基本構想

第 1 章 南魚沼市の将来像

第 2 章 政策の大綱

第 3 章 施策の体系



## 第1章 南魚沼市の将来像

### 1. 将来像

南魚沼市には豊かな自然や、文化、伝統など先人から受け継いだ貴重な財産とともに、まちを支える多様な人材、地域特性を活かしたさまざまな産業があります。

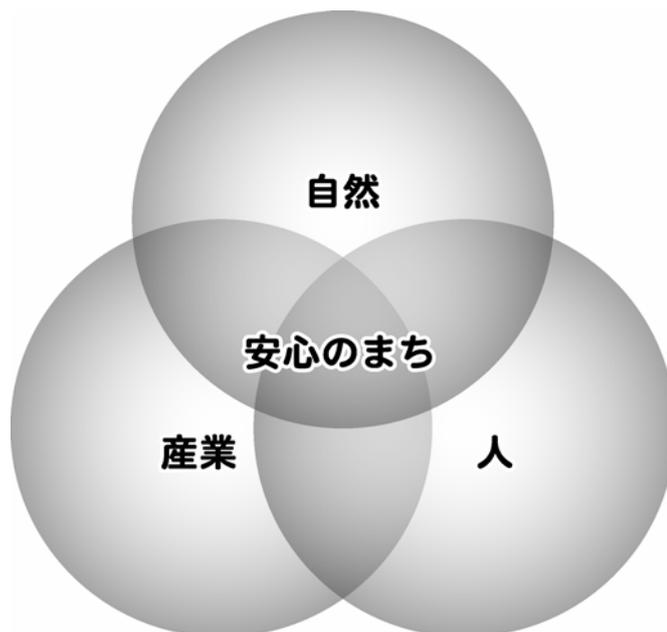
また、南魚沼市の可能性を高め、自立したまちをつくるためには、行政だけでなく、市民一人ひとりがまちの将来に対して自覚と責任をもち、ともに知恵を出し合いながら行動することが必要です。

いわば、南魚沼市を象徴する雪、清流にイメージされる白いキャンバスに、自然・人・産業の連鎖と融和によって、明日をえがくことが求められているといえます。

そこで、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、南魚沼市の将来像を『自然・人・産業の和で築く 安心のまち』とします。

将来像

自然・人・産業の和で築く 安心のまち



## 2. 将来像実現のための基本理念

南魚沼市の将来像「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を実現するため、四つの柱を基本理念として掲げます。

### 基本理念①

#### 郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち

豊かな自然や文化、伝統に満ちた郷土を愛する市民を育て、市民一人ひとりが主体となって、活力ある自立したまちを目指します。

将来にわたって発展するまちであり続けるために、まちに新風を吹き込む人材の育成を図ります。

### 基本理念②

#### 人の輪で支えあう安心のまち

身近な地域から、都市間の連携まで、活気ある交流を進めることによって、人と人との支えあう、安心と思いやりのあるまちを目指します。

子どもから高齢者まで安心していきいきと暮らし続けるために、保健・医療・福祉の充実と、生涯にわたって学べる教育環境の整備を図ります。

### 基本理念③

#### 南魚沼を活かす力強い産業が育つまち

将来にわたってまちを支え、活力をもたらす力強い産業が育ち、生れるまちを目指します。

たくさんの地域資源を基に、豊富な人材と活力で多様な業種を結びつけ、地域に根づいた力強い産業を育てます。また、情報のネットワークを活用し、地域情報の積極的な発信を行うとともに、地域の特性を活かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図ります。

### 基本理念④

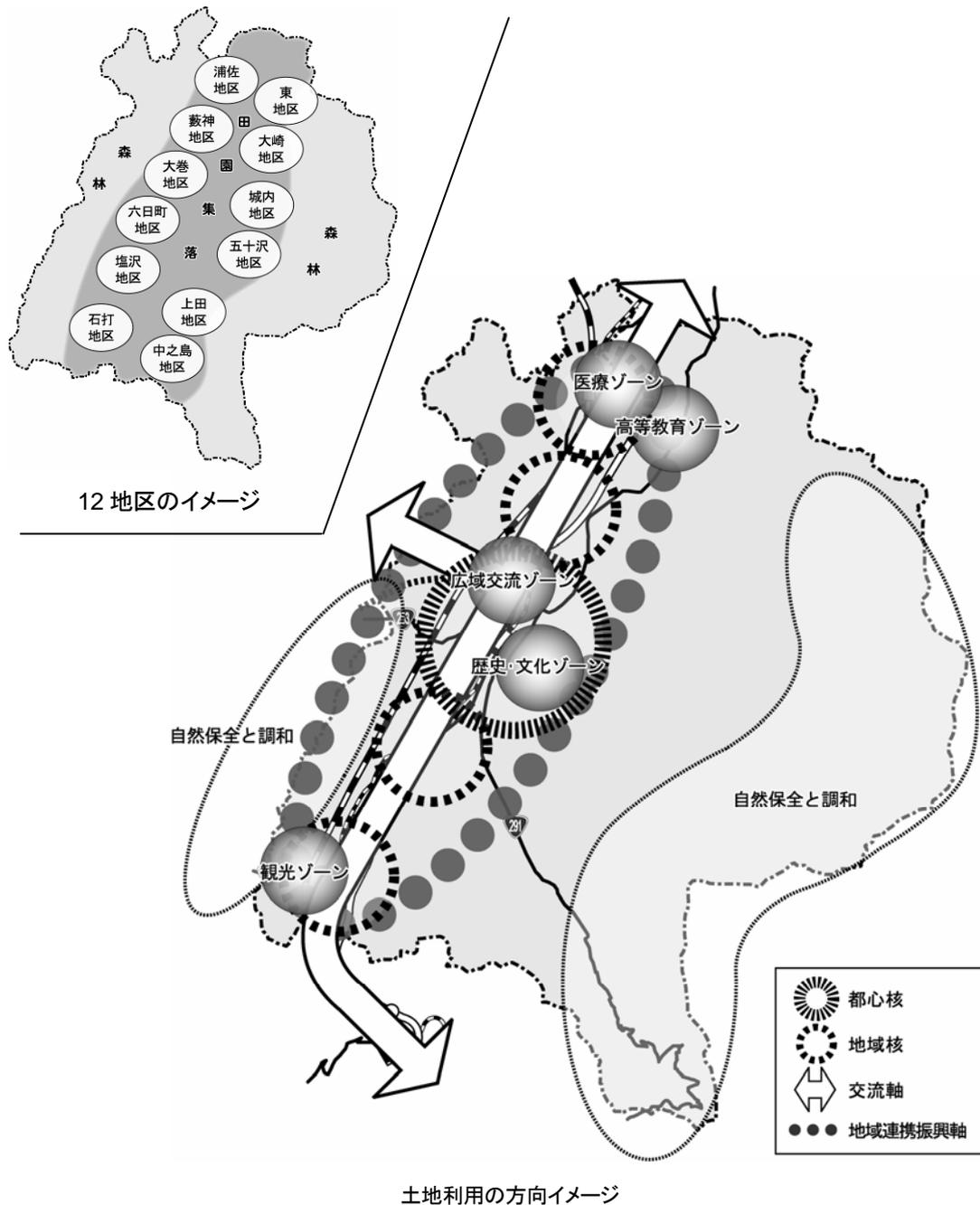
#### 効率的で活力に満ちた行政システムをもつまち

市民と行政の協働、民間活力の導入をより積極的に進め、市民生活に密着した公正で無駄のない行政サービスをこれまで以上に目指します。

市民の声を行政に反映させる仕組みづくりと民間活力の積極的な導入を進め、市民主体のまちづくりの推進を図ります。

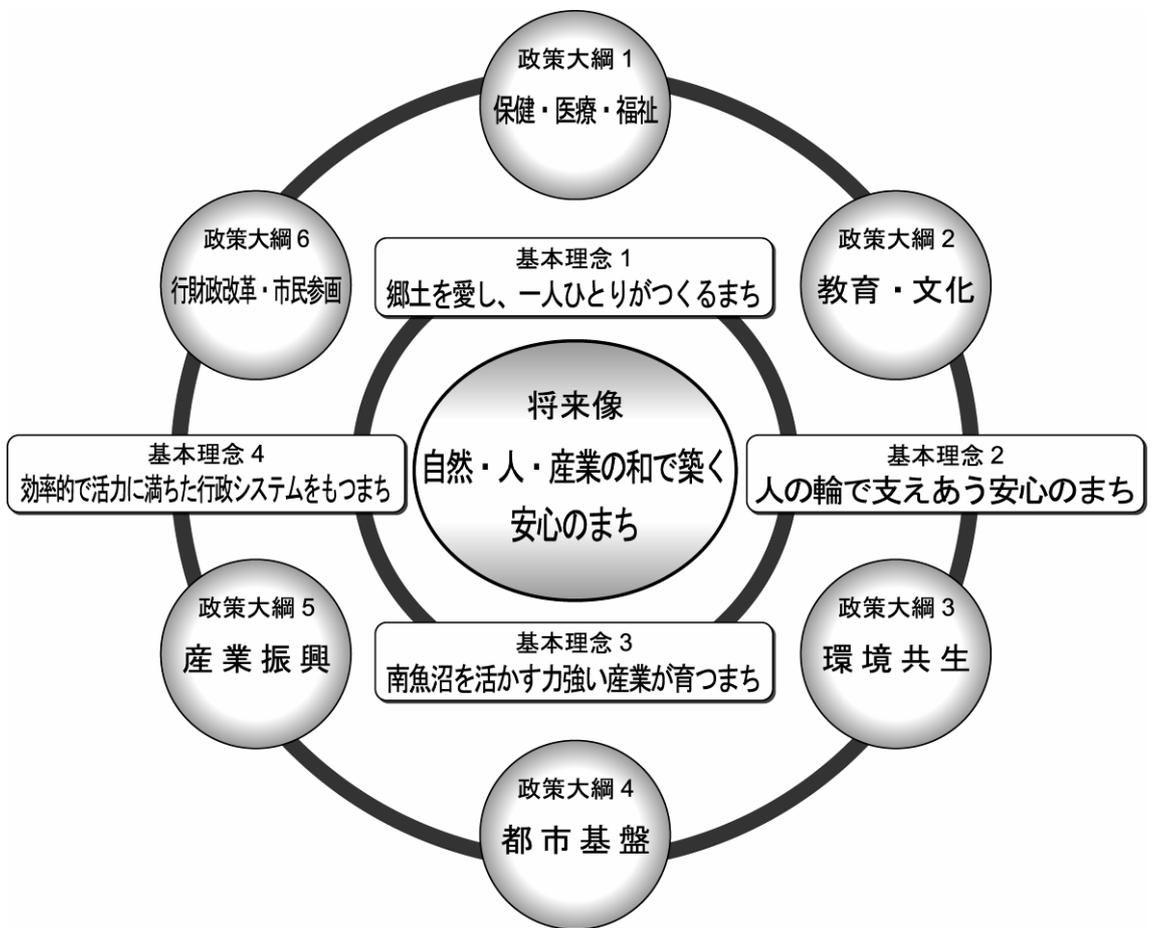
### 3. 土地利用構想

3地域（大和地域、六日町地域、塩沢地域）の12地区（浦佐、藪神、大崎、東、六日町、五十沢、城内、大巻、塩沢、中之島、石打、上田）それぞれの自然、社会、経済、歴史、文化などの特徴を活かしながら、互いに連携・発展させる形で、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。



## 第2章 政策の大綱

南魚沼市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、迅速かつ着実に対応しながら、南魚沼市の将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」を実現するために、4つの基本理念により、まちづくりの枠組みを6分野の政策大綱（分野別政策）に整理します。6分野の政策大綱ではそれぞれに「まちづくりの目標」を定め、相互に関連しながら進めます。



将来像・基本理念と政策大綱のイメージ

## 1. 保健・医療・福祉

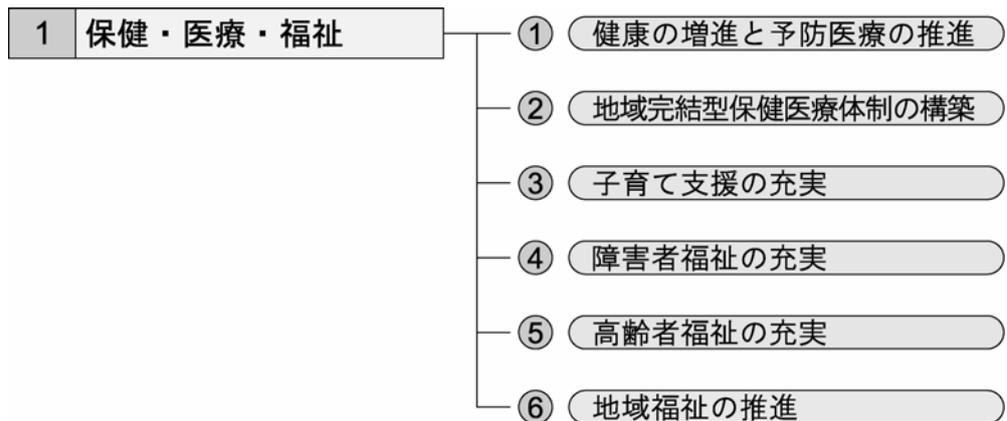
### まちづくりの目標

### 地域ぐるみでつくる健康・支えあう福祉のまち

少子高齢化の進行は、社会システム全体に大きな影響を及ぼすとともに、家族のあり方にも影響を与えることが予想されます。

地域の人と人の輪を基盤として、住み慣れた地域の中で互いに支えあい、健康でいきいきと自立した生活ができる地域社会の形成を図るとともに、子どもを産み、育てやすく、生涯現役で暮らせるまちづくりを推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



## 2. 教育・文化

### まちづくりの目標

### 学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

「地域の最大の課題はひとづくり」という認識のもと、地域に根ざした文化をはぐくみながら、すべての市民が生涯にわたって自由に学べる学習の機会を拡充します。

家庭、地域、行政が互いに連携して支えあい、社会全体で子どもを育てられる充実した教育環境づくりを推進するとともに、地域の特性を活かした野外・環境教育を推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



### 3. 環境共生

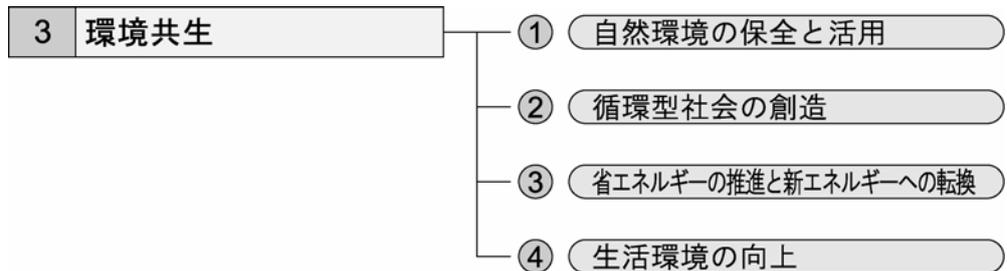
#### まちづくりの目標

豊かな自然とともに生き、  
100年後の子どもたちに引き継いでいくまち

地球規模の共通課題である環境問題への対応には、地域ごとの取組みの継続が欠かせません。南魚沼市の豊かな自然環境を次代に継承するとともに、世界の人々とともに地球環境問題に取り組むため、自然環境の保全と活用を図り、持続可能な循環型社会の構築を推進します。

特に南魚沼市の地域特性を活かした省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換、活用方策の検討に努めます。また、地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策の検討を推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



## 4. 都市基盤

### まちづくりの目標

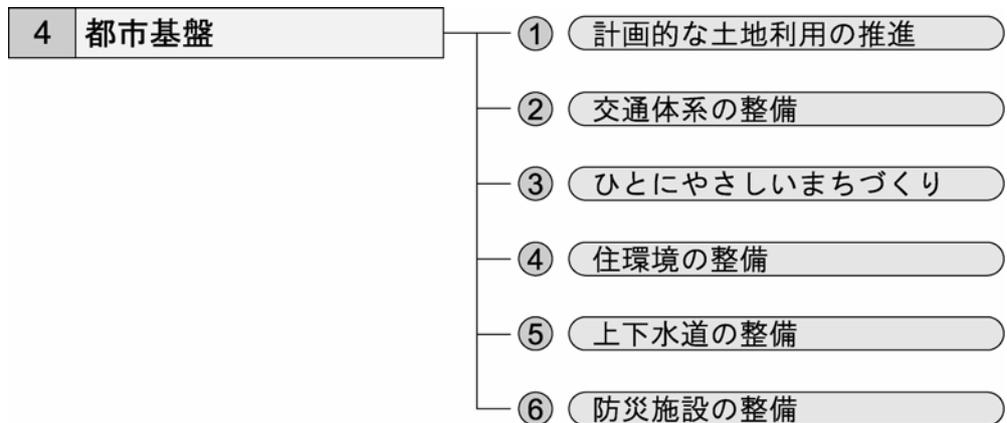
安全・快適でうるおいのある生活ができるまち

環境に配慮し、均衡のとれた安全で快適なまちづくり、市民が等しく利便性や快適性を享受できるまちづくりを目指します。

また、国土利用計画に基づいた適正な土地利用や計画的な市街地形成を推進し、災害や雪に強く、人にやさしい都市基盤整備を図ります。

交通面では、南北方向に比べて整備が遅れている東西方向の強化に重点を置き、各種道路の整備や公共交通網の充実を図り、市域の拡大や高齢化の進展に対応した市街地整備を推進します。特に中越大震災や豪雪被害の経験を活かして、これまで以上に災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



## 5. 産業振興

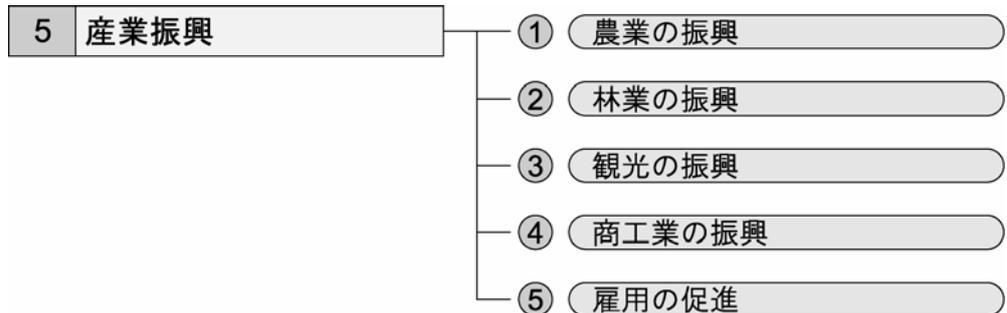
### まちづくりの目標

豊かな自然を活かし、自然にやさしく  
力強い産業のまち

コシヒカリを核とした農業、環境にやさしい畜産業、豊かな自然と資源を活用した林業・水産業や観光産業、地域発展の重要な位置を占める工業、中心市街地の活性化に取り組む商業など、それぞれの産業を高度に連携させながら、力強い産業のまちを築き、雇用の促進を図ります。

自然環境や住環境、労働環境などに配慮しつつ、高速交通網や情報のネットワークを活用し、地域情報の積極的な発信、地域の特性を活かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図り、均衡のとれた産業の振興を推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



## 6. 行財政改革・市民参画

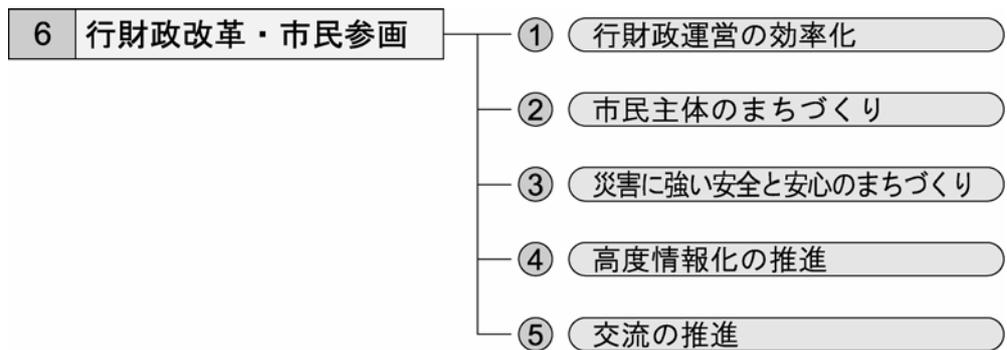
### まちづくりの目標

### 市民と築くあかるい自治のまち

「市民一人ひとりが、まちづくりの主人公であり大きな財産である」という認識のもと、市民主体の自立した活力あるまちづくりを実現するために、市政への市民参加の機会を拡充するとともに、計画段階から市民参加を促す仕組みづくりを構築し、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に応えられる市政運営を推進します。

情報の公開を積極的に推進するとともに、行財政改革、民間活力の導入、地域コミュニケーションの活性化を図り、公正で効率的な行政サービスを推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



## 第3章 施策の体系

---

### 1 保健・医療・福祉

#### ① 健康の増進と予防医療の推進

市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすために、市民自らが健康増進に積極的に取り組めるよう、地域ぐるみの環境づくりを推進します。

こころの健康づくり、生活習慣病の予防、疾病の早期発見と対応のための健診体制の充実を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 健康の増進と予防医療のための体制確立
- 健康づくりのための施設整備

#### ② 地域完結型保健医療体制の構築

基幹病院を中心とした、一次（入院治療の必要がない比較的軽症の患者）・二次（手術・入院治療を必要とする重症患者）・三次（二次医療では対応できない高度な処置を必要とする重篤救急患者）医療のネットワークと、保健、福祉との連携によって、地域の生活に根ざした医療を受けられる体制を構築します。

#### || 施策の概要 ||

- 地域完結型医療体制の構築
- 地域医療の推進

### ③ 子育て支援の充実

地域や家庭における子育ての重要性を踏まえ、子どもたちの成長段階に応じた、より良い子育て環境をつくるため、保育施設の設備機能向上や、多様な保育サービスの提供を推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正※をうけ、児童虐待等の予防と要保護児童の支援を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 地域における子育て支援
- 保育サービスの拡充
- 要保護児童支援体制の充実

### ④ 障害者福祉の充実

障害者それぞれの多様なニーズに適切に対応できるサービスの充実を図ります。

在宅で療養しながら、地域で自立した生活を安心して続けることができる体制と、障害者への誤解や偏見のない地域づくりを進めます。

#### || 施策の概要 ||

- 障害者支援の推進
- 障害者福祉の計画的推進



※ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正

従来、児童虐待に係る通告先は、県福祉事務所若しくは児童相談所に限られていたが、法律の改正により、市民にとって最も身近な市が通告先として加えられた（平成17年度より）。

### ⑤ 高齢者福祉の充実

家庭や健康の状態など、利用者の状況やニーズに対応した在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実に努めるとともに、市民、行政、関係機関が協働して、地域で見守り、支えあう環境づくりに努めます。

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、生涯現役で充実した生活がおくれるよう、生涯学習や世代間交流、就労・就業機会の場の拡充など、豊富な経験や知識を活かした社会参加を支援します。

#### || 施策の概要 ||

- 高齢者の技能を活かした生涯現役の支援
- 介護サービスの充実
- 世代間の交流活動の支援推進

### ⑥ 地域福祉の推進

全ての市民が生涯を安心して暮らせる地域社会を構築するため、地域福祉計画<sup>※</sup>を策定し、児童、障害者、高齢者などをはじめとするすべての市民の、多様化・高度化するニーズに対応できる総合的な福祉サービスの提供を推進します。

保健・医療分野と連携しながら、福祉サービスの充実に努めるとともに、福祉施設の機能を充実し、地域福祉の拠点としての機能向上を図ります。

社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアなどの市民活動団体、地域住民の積極的な参画と相互連携を支援し、福祉サービスを必要とする市民の自立を地域全体で支えあう仕組みづくりを推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 地域福祉の計画的推進
- 社会福祉団体との連携・支援の推進

---

※ 地域福祉計画

地域住民に最も身近な行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを目的とした計画。

## 2 教育・文化

### ① 学校教育の充実

子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活がおくれるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

教職員の資質と指導力の向上に努め、社会のニーズや変化に的確に対応できる教育の充実を図り、次世代を担う個性豊かな人材を育成します。

いじめ、不登校、家庭内暴力や登下校時の安全確保等複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、互いを思いやり、命を大切にする「こころの教育」の充実に努めます。

#### || 施策の概要 ||

- 学校教育内容の充実
- 学校教育施設の整備
- 小・中学校教育の連携強化
- 高等教育との連携・交流推進

### ② 生涯学習の充実

すべての市民が、生涯を通じて主体的な学習活動に取り組めるよう、学習機会や発表の場の充実を図るとともに、活動の拠点となる公民館や博物館・図書館などの生涯学習の整備や機能強化を推進します。また、その成果を地域や社会で活かせる仕組みづくりに取り組むとともに、指導者の確保や育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。

本市の貴重な知的資源である大学等の高等教育機関との交流と連携を進め、学習内容の充実を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 生涯学習機会の充実
- 生涯学習施設の整備

### ③ 地域・家庭教育の充実

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭・学校・地域社会の連携により、家庭教育の支援や地域における青少年の健全育成活動を促進し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

子どもと保護者が地域の中で触れあい・学べる機会を拡充するとともに、子育てに関する相談体制の整備充実を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 家庭の教育力向上の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 地域に密着した教育の推進

### ④ 地域文化の振興

市民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。そして、後世に継承するために、担い手となる人材育成を図るとともに、編さんや映像化による記録保存を推進します。

市民主体の文化活動の支援や、拠点となる文化施設の整備、充実、活用を推進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 地域文化の計画的振興
- 地域文化・伝統の継承と推進
- 文化財の保護と活用



### ⑤ 生涯スポーツの推進

生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かな生活がおくれるように、地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めるとともに、拠点となる施設の整備を推進します。

地域の豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通じた健康づくりや交流の拡大を図ります。

競技スポーツの振興を目指して、指導者の確保・育成に取り組み、大会の誘致や公認施設の充実を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 生涯を通じて楽しむスポーツの推進
- 生涯スポーツ施設の整備推進

### ⑥ 野外・環境教育の推進

持続可能な地域社会の担い手を育成するために、子どもから高齢者まで幅広い市民に、野外で直接自然や伝統に触れる体験を提供するとともに、地域や地球環境との望ましい関係について学び、行動への意識を高める機会を充実させます。また、これまで環境教育に取り組んできた、学校教育、社会教育や活動団体、事業者等との連携を支援します。

文部科学省など国の各機関が展開する 2015 年までの「持続可能な開発のための教育の 10 年」<sup>※</sup>の諸施策を積極的に導入し、推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 野外・環境教育の推進
- 連携活動の支援・促進

※ 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」

持続可能な開発に向けて、教育の担う役割の重要性が、1992 年のリオ・サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会(UNCSD)においてユネスコが中心となって教育のあり方についての検討が続けられてきた。しかし、実際には具体的な取組みは十分とは言えず、その現状と課題については、リオから 5 年後の 1997 年のテサロニキ宣言において確認されている。このような背景の下、日本政府は、2002 年開催のヨハネスブルク・サミットの実施交渉計画で、日本国内の NGO(ヨハネスブルク・サミット提言フォーラム、2003 年 3 月解散)の提言を受け、今後の実施計画文書に「2005 年から始まる『持続可能な開発のための教育の 10 年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。この提案は、各国政府や国際機関の賛同を得て、その後の 12 月に開催された第 57 回国連総会において、「持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む 46 ヶ国が共同提案国となり、満場一致で採択された。これにより、今後の環境教育は、この大きな枠組みにおける連携の実践が期待されている。

⑦ 共感と共生のまちづくり

お互いの人権を尊重し、支えあいながら、共に生活する社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりを推進するために、教育や意識啓発の充実を図る「こころのバリアフリー」の推進、人権問題に関するさまざまな相談への迅速かつ的確な対応を、関係機関相互の連携を強化しながら計画的に推進します。

Ⅱ 施策の概要 Ⅱ

- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同のまちづくりの推進



## 3 環境共生

### ① 自然環境の保全と活用

地域の豊かな自然環境を次代に引き継ぐとともに、学習・レクリエーションや、やすらぎと潤いのある生活のための活用を計画的に推進します。また、市民主体の保全・活用の取組みを支援します。

新潟県が中心となって推進する『にいがた「緑」の百年物語』<sup>※1</sup>と連携し、市民主体による緑豊かなふるさとづくりへの取組みを支援します。

#### || 施策の概要 ||

- 自然環境の保全と活用

### ② 循環型社会の創造

「最適生産・最適消費・最小廃棄」を目指して市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となつてごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。

市として環境マネジメントシステムの導入と活用を推進するとともに、社会経済活動の主体である事業者に対して、国際規格である環境ISO<sup>※2</sup>や環境省が推進するエコアクション21<sup>※3</sup>の認証取得を推奨し、環境経営を促します。また、関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 循環型社会のための体制の確立
- ごみ減量化とリサイクルの推進

※1 『にいがた「緑」の百年物語』



21世紀の百年をかけて、県民の手で、木を植え、緑を守り育て、22世紀の県民に「緑の遺産」を残そうという運動。各地域の取組みは、県民、ボランティアグループ、企業などからなる地域実践団体を中心となり、企画・立案の段階から、ワークショップなどを行いながら進めるものと位置付けられている。(『にいがた「緑」の百年物語』基本方針より抜粋)

※2 環境ISO【ISO14001 International Organization for Standardization14001】

環境マネジメントシステム(環境を管理・改善する仕組み)の国際規格(ISO14001規格)。

※3 エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001規格をベースとしている。

③ 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

廃棄物の再資源化を中心とした省エネルギーへの取組みを強力に推進します。

地下熱・雪氷冷熱・太陽光・バイオマス資源など、クリーンな新エネルギーの有効活用を推進するとともに、市民や事業者による理解と活用を促進します。

豊かな自然や風土などの地域特性を活かした省エネルギーの推進と新エネルギーの活用方策について、調査・研究を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 省エネルギーの推進
- 新エネルギーの活用

④ 生活環境の向上

事業者への指導・監督体制の充実を図るとともに、市民に対する啓発普及や指導を行い、公害の発生防止を推進します。特に、ダイオキシン類の排出を抑制するために、焼却炉の運転の適正化に向けての監視や指導、不適切な焼却の禁止を徹底します。

環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての防止を推進します。

地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策について、調査・研究を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 安全な生活環境の向上
- 地盤沈下対策の維持・強化



## 4 都市基盤

### ① 計画的な土地利用の推進

市民の理解と協力により、豊かな自然環境の保全活用と計画的な市街地の形成を推進します。特に市街地の形成については、適正な土地利用を推進し、秩序ある快適な都市環境の形成を図るとともに、災害や雪に強くひとにやさしい都市基盤整備を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 都市計画の推進
- 都市公園の活用と充実
- まちなみ景観の形成

### ② 交通体系の整備

南北方向に比べて整備が遅れている東西方向の広域的な交通基盤強化に重点をおき、上越魚沼地域振興快速道路などの各種道路の整備や公共交通網の充実を推進します。

南北方向の交通についても、関越自動車道や上越新幹線などの高速交通体系のさらなる整備・充実を図るとともに、災害などの不測の事態が発生した場合に備え、安全に避難できる迂回路の整備など、基幹道路の代替性を確保し、災害に強い道路ネットワークの整備を図ります。

高齢社会に対応できる交通システムの整備、すべてのひとに安全で快適な生活道路空間づくりを推進し、地元住民と十分な合意形成を図りながら、効率的で円滑な事業の推進に努めます。

#### || 施策の概要 ||

- 円滑な道路網の整備
- 公共交通体系の整備

※ 交通バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）。市町村は、この法律に基づいて一定規模以上の駅等の旅客施設を中心とした地区を対象として、道路管理者等の関係事業者の協力のもと、旅客施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための、地域に即した基本構想を作成することができる。

### ③ ひとにやさしいまちづくり

幹線道路や生活道路など、道路の種別や交通量、周辺の状況や交通事故の発生要因などの諸条件に応じた適切な歩道の設置、拡幅、交通安全施設の整備をさらに推進するとともに、交通バリアフリー法<sup>※</sup>に基づき、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる、ひとにやさしい道づくりの整備と維持管理を推進します。

積雪時の歩行者の安全を確保するために、除雪活動を地域住民と協力して推進するとともに、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設、道路防災施設の計画的な改修・整備と維持を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 安心の歩道整備
- 交通安全機能の強化
- 災害や雪に強い道づくり

### ④ 住環境の整備

民間活力の活用を促進しながら、良質な住環境の整備と供給を計画的に推進し、安心して快適に暮らせる住環境づくりと定住人口の増加を図ります。

既存の公営住宅についても、耐震性や耐火性、克雪、省エネルギー、バリアフリーなどの諸機能を強化し、建替えや増改築を含めた効果的かつ効率的な対応を図ります。一般住宅についても、これらの諸機能の強化・充実の支援を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 住みやすい住環境の提供
- 雪への対処機能強化



### ⑤ 上下水道の整備

良質な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理を推進します。

地域の実情に応じた汚水処理を行い、生活排水の適正処理と施設や設備の維持管理を計画的に推進するとともに、下水道が整備された地域については、接続の啓発・指導を強化します。

災害時における安定した飲料水の供給と衛生環境の維持、さらに速やかな復旧の確立を図るための体制づくりを推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 安全・安心な上水道の供給
- 環境に配慮した汚水処理

### ⑥ 防災施設の整備

自然災害から市民の生命や財産を守るため、自然環境の保全を図りながら、治水・治山事業を推進します。

避難場所の整備や耐震・耐火・耐水・克雪などの機能強化を図るとともに、道路や公園など緊急時に避難場所として利用できる新たなオープンスペースの確保に努めます。

市民一人ひとりの防災意識の高揚、災害時の対応知識や避難場所の周知などを図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 水害防止整備の推進
- 砂防整備の推進
- 防災公園や避難所の整備推進



## 5 産業振興

### ① 農業の振興

コシヒカリを核として、農業基盤の整備、農地の利用集積や組織化を進めるとともに、次代の農業を担う人材の育成を進め、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。

地域特性を活かした個性ある農畜産物や水産物の生産・開発・流通などを支援し、天候に影響されにくいバランスのとれた農業・畜産業・水産業の確立を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 個性ある農産物の開発と流通の支援
- 環境保全型農業の推進
- 農業の担い手育成支援
- 農業基盤の整備
- 畜産業の支援
- 水産業の支援
- 食の安全の推進

### ② 林業の振興

森林組合等と連携し、植林や間伐など継続的な造林保育に取り組むとともに、森林の保全管理や木材生産の効率化のために林道整備や治山事業を推進し、良質木材を将来にわたって生産できる活力ある林業の振興を図ります。

貴重な天然林の保護・育成を推進するとともに、豊かな自然環境の、市民の憩いや交流の場、グリーンツーリズムなどの観光レクリエーションの場としての活用を図ります。

#### || 施策の概要 ||

- 地域森林資源の活用
- 林地の保全・林業基盤の整備
- 治山事業の推進

### ③ 観光の振興

観光客の多様なニーズに対応し、四季を通じた個性的で魅力ある観光振興のための施策を計画的に推進します。

周辺地域と連携し、新たな資源の発掘・開発を含めて、地域に散在する魅力ある観光資源を有機的に結び、広域的視点による観光振興を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 観光振興の計画的推進
- スキーなどスポーツ観光の推進
- 地域特性を活かした四季観光の推進
- 体験・交流観光の推進
- 利雪・遊雪観光の推進
- 国際観光の推進
- 観光施設や情報の機能向上

### ④ 商工業の振興

地域の産業資源や高速交通網を活用した地域経済の発展を計画的に推進します。

工業については、既存産業の活性化や工業団地の再整備、職業能力開発施設機能の充実等、産業を支える人材の育成を図るとともに、新規事業の創出や進出を積極的に支援します。

商業については、商業活動や商店街の活性化とそれを支える都市基盤整備を推進するとともに、居住、交流、商業の総合的な視点に立って、まちの顔である中心市街地の機能集積と活性化を推進します。

#### || 施策の概要 ||

- 産業振興の計画的な推進
- 産業の育成支援
- 中心市街地の活性化
- 地域特産商品の開発推進

## ⑤ 雇用の促進

市内への企業の立地や起業・創業を促進し、産業振興と雇用の増大を図るとともに、求人情報の把握と効果的な提供に取り組みます。

次代を担う若者をはじめとする就業希望者の雇用安定化を図り、生涯を安心して過ごせる地域づくりを目指します。

### Ⅱ 施策の概要 Ⅱ

- 雇用の安定化
- 起業・創業の支援



## 6 行財政改革・市民参画

### ① 行財政運営の効率化

行財政改革大綱を策定し、地方分権社会にふさわしい行財政改革の推進を図るとともに、組織機構の再編や職員の資質向上、行政事務の効率化・高度化を推進し、行政の質の向上を図ります。

民間諸力との積極的な協働を図り、効率的な行財政運営を推進します。

行財政運営の状況に応じて庁舎方式の再編や見直しを検討します。

#### || 施策の概要 ||

- 行財政改革の推進
- 行政評価の活用
- 財政の健全化
- 職員の資質向上
- 民間活力との協働

### ② 市民主体のまちづくり

市民主体のまちづくりを積極的に推進する体制づくりを図ります。自治組織をはじめとするコミュニティの活性化、主導的役割を担う NPO やボランティア組織などの活動への支援を通して地域住民の主体的活動を促進します。

#### || 施策の概要 ||

- 市民によるまちづくりのための体制確保
- コミュニティ活動の充実
- ボランティア活動の支援

③ 災害に強い安全と安心のまちづくり

市民の生命と財産を災害や犯罪から守ることを最優先し、災害や犯罪の未然防止と災害発生時の被害の最小化のための体制強化を図ります。

災害時に市民と行政が迅速かつ正確な情報を共有し、的確な対応がとれるよう、緊急時の情報連絡体制の強化を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 防災体制の強化
- 防犯・消防救急体制の強化

④ 高度情報化の推進

情報通信技術を活用して行政事務の高度化・効率化を積極的に推進し、行政サービスの向上を図ります。

情報通信の地理的制約や利用機会の格差を是正し、活力ある地域社会の形成を図るため、情報通信基盤整備を推進します。

中越大震災の教訓を活かし、災害時や緊急時の情報伝達機能の向上を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 地域情報サービスの充実
- 情報の公開と個人情報保護
- 情報通信基盤の整備

⑤ 交流の推進

住みよい地域社会の進展のため、幅広い世代の相互交流によって地域コミュニティの維持や活性化を促進するとともに、市民主体の交流活動の支援を推進します。

高速交通網や情報通信網を活用し、近隣都市との広域的連携や国内の友好都市など他地域との交流を推進します。

国際大学や海外の姉妹都市との交流・連携をさらに推進し、国際交流都市への発展と国際化に対応できる人材の育成を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 地域間交流の支援
- 都市間連携の推進
- 国際交流の推進

---